

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成25年2月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 開催の日時 平成25年3月21日（木曜日）午前10時から午後5時まで
- 2 開催の場所 仲多度郡まんのう町新目823 香川県森林センター
- 3 受講対象者 林業種苗の生産事業を行おうとする者
- 4 講習の科目及び時間
  - (1) 種苗に関する法令 2時間
  - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
  - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 5 受講手続その他
  - (1) 受講しようとする者は、林業種苗生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料14,000円に相当する額の香川県証紙を貼り付け、平成25年2月28日（木曜日）までに香川県環境森林部みどり整備課に提出すること。
  - (2) 受講申込書の用紙は、香川県環境森林部みどり整備課で交付する。
  - (3) この講習会に関する問合せは、香川県環境森林部みどり整備課（電話番号087-832-3459）に行うこと。